2025年8月7日

**予備２８－２９**

肢ア

銀行は，疑念を抱いた場合，調査しなければ，手形を善意取得できない。

仮に確認しなくて済むと，権限がないものが，手形売却（裏書）して，資金を回収できてしまう。違法な譲渡ができないように，チェックを行うことが期待される。

肢イ

原始取得。承継取得ではない。無権利者から譲渡受けた場合に，新たに権利を取得させる制度。

肢ウ

除権決定，権利，手形（紙）を分離する制度。呈示証券，手形がなくなったら権利行使ができないので除権の必要性がある。

ただ，それ以前に，善意取得した者の権利がなくなってしまうと，取引安全が害される。

失われない。

肢エ

善意無過失は，取引時を基準に判断。取引時で，判断しないと取引の安全が図れない。

肢オ

相続，承継取得。善意取得の適用はない。善意取得は，取引安全を図る制度。

**予備２８－３０**

肢ア

裏書人は，遡及義務者にならない場合がある。

支払呈示期限に提示がない場合，遡及権は発生しない。

また，無担保裏書などもある。

肢イ

振出人の義務について消滅時効が完成した場合，前者である遡及義務者に遡及できない。

確かに，手形行為は独立しているので，振出人の義務が消滅しても，遡及できるとも。

不都合，最終的に振出人まで，遡及がいってしまい，振出人の債務が，時効消滅したことと矛盾してしまう。遡及権は，手形取引の安全を図るもの，手形債権が消滅してしまった以上，保護の要請はない。遡及できないと解するべき。

肢ウ

任意に選んだ者から支払いをうけることはできない。

再遡求をする期待がある。同時に申出あれば，相手の期待を最大限，保護すべき。

肢エ

白地手形は，支払呈示期間内に補充が必要。

補充しないと適法な呈示がないので，拒絶。

支払呈示期間後に，補充して呈示しても，期間内に適法な請求がないということは変わらない。遡及できない。

肢オ

訴えを提起しても効力を有しない。訴訟提起は，呈示可能な手形が存在しなくてもできる。支払呈示と同視はできない。

例外を認めると，法的安定を欠く。

## 予備　令７－１６

株式会社の発起設立に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№16］）

ア．発起人は，株式会社の成立後は，錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

イ．株式会社が成立しなかったときは，発起人は，連帯して，株式会社の設立に関して支出した費用を負担する。

ウ．現物出資財産を給付した発起人は，株式会社の成立の時における当該現物出資財産の価額が定款に記載又は記録された当該現物出資財産の価額に著しく不足する場合には，検査役の調査を経たときであっても，当該株式会社に対し，当該不足額を支払う義務を負う。

エ．発起人は，公証人による定款の認証を受けた後であっても，株式会社の成立の時までに，発起人の全員の同意によって，当該定款を変更して本店の所在地を変更することができる。

オ．判例の趣旨によれば，定款に記載又は記録しないでされた財産引受けは，成立後の株式会社が追認することにより，遡って有効になる。

１．ア　ウ　２．ア　オ　３．イ　ウ　４．イ　エ　５．エ　オ

正解　５

肢ア　○

株式会社の成立後，錯誤を理由として，取消しできない。

表意者の保護も必要だが，発起人が引受けを取消すことを認めると，会社が設立の際に，問題が生じる。発起人が，一株以上，引受けないと設立無効事由になる。

利害関係人が不利益を受ける以上，取消はできない。発起人としても，事後的に回収はできる。

肢イ　○

５６条

成立しなかったときは，発起人が，費用について連帯して負担する。

設立を望んだ以上，このような事態になったのは，発起人に原因がある。責任を負わせるのが公平。

肢ウ　○

資本充実，著しく不足する場合，不足する場合の責任を負うべき（５２条１項)。

もっとも，検査役の調査を受けた場合，免責される（５２条２項)。厳格な審査をうけており，発起人もやるべきことをやっているから。

ただ，誰も補充しなくてよいとすると，不足がのこり，客観的に公平ではない。

そこで，実際に，出資をした者は，責任を免れない（５２条２項かっこ書)。

５２条２項で免責を認めているのは，出資者以外の発起人や，設立時取締役の設立の責任を軽減するもの。

肢エ　×

３０条２項

公証人の認証を受けた，定款は，原則変更できない。変更を認めると公証人認証の意味がなくなるから。もっとも，本社の場所の変更であれば，会社の実体が変わらないからよいのではないか。法定安定を害する。資本充実，債権者等の保護もある。変更はできないとすべき。

肢オ　×

定款に記載または記録しない財産引受は，成立後の株式会社が追認しても無効。

遡って有効にならない。

確かに，事後設立の手続で承認できることも考えれるが，それを認めると，制度の意味がなくなる。

資本充実の要請，会社限りで処分できない。（最判昭４２．９．２６）